

Title	デジタルインボイス (e-invoicing) : 電子インボイスの先にあるもの
Sub Title	E-invoicing : how should we change our VAT reporting system from ledger/hybrid system to Peppol e-invoice system?
Author	松原, 有里(Matsubara, Yuri)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.1 (2025. 1) ,p.189- 206
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	吉村典久教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250128-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

デジタルインボイス (E-invoicing)

——電子インボイスの先にあるもの——

松 原 有 里

- 1 はじめに
- 2 税情報のデジタル (DX) 化とインボイス制度
- 3 欧州の試み その1 (ブリュッセルとパリの動向)
- 4 欧州の試み その2 (EU加盟国内の各国の対応、ハンガリーとイタリアの例)
- 5 EUの動き——D i V A 法案の難産ぶり——
- 6 アジア・オセアニア諸国の状況
- 7 日本の状況
- 8 米州 (北米 V S 南米)
- 9 今後の展開——未来予想図——

1 はじめに

二〇二三年は、世界の間接税⁽¹⁾およびその徴収にとって大転換点となるべき年であった。その数年前、二〇〇〇

年に OECD が「税務行政の電子化 (Tax Administration 3.0: The Digital Transformation of Tax Administration)」⁽²⁾ を公表すると、二〇一二年に BEPS プロジェクトが始まって以来、長年 OECD で議論されてきたアグレッシブな国際的租税回避による徴収漏れ (Tax Gap) を間接税分野でも塞ぐ手段として、デジタルインボイス (E-invoicing) の構想が EU で真剣に議論されるようになった。この時期、わが国でも納税環境整備の一環として電子帳簿保存法⁽³⁾の大改正がなされ、二〇二二年一月には電子取引データの紙媒体での保存が禁止となった。その結果、わが国の課税実務が新たな制度への対応に大わらわとなったことは記憶に新しい。ただし、この国で現在も進行中(もともと令和五年度税制改正ではスキヤナ保存の要件が緩和される等、現状はやや退行中にみえなくもないのだが)の「電子インボイス」と称される税務 DX 化の動きは、あくまで紙ベースで処理されてきた旧来の帳票書類のデータをスキヤナで PDF に変換し、その PDF 化した税務上の一連のデータを電子メールに添付して相手方とやり取りできるといった類のことを指すのであって、本稿でこれから論じる欧州から始まった E-invoicing と呼ばれるインボイス全体のデジタルデータ化、これを識者の間では「デジタルインボイス」と呼ぶのだが、とは本質的に次元が異なるものである。それというのも、日本の実務で二〇二四年現在進行している「デジタル化」とは、XML と呼ばれるソフトウェアとデータ連携に重きを置いたマークアップ言語 (C 言語のひとつ) の導入までは念頭に置かれていないからである。

本稿では、二〇〇〇年以降、欧州や南米各国で徐々に浸透しはじめ、二〇二四年現在、わが国ははじめアジア・オセアニア地域でも徐々に認知されつつある間接税の真のデジタル化、すなわちデジタルインボイス (E-invoicing) 構想に焦点を絞って、①導入の背景、②運用にあたっての課題 (ソフト・ハード面)、③今後の展開 (未来予想図) について論じることとする。⁽⁴⁾

2 税情報のデジタル (DX) 化とインボイス制度

前述のように二〇二二年～二〇二三年にかけての電子帳簿法大改正の当初、わが国ではどうやらデジタルインボイス (E-invoicing) 制度＝電子インボイス制度と認識される向きがある (あった) ようである。もとより、シヤウブ税制が一九五〇年にできて以来、紙ベースでの税務申告業務を行っていた我が国の大半の会計税務事務所にとって、仕訳帳や他の帳簿関連書類を印刷して紙媒体のファイルに綴じるのではなく、PDFフォーマットにしてEメールに添付 (「電子インボイス」) するだけでも、一大事だった (これは何も租税にとどまらず法律分野全般の文書保管方法にも該当する) ことは想像に難くない。さらに、その一因に日本社会に長年にわたる契約書面の「ハンコ文化」があったこと⁽⁵⁾もあることを考えれば、必ずしも税務の専門家だけが批判される謂れはないかもしれない。実際、当局は実務上の混乱を避けるため「電子インボイスの導入」について業務を円滑に移行するために法改正から実際の施行までに半年の猶予期間を設けて、周知に努めていたほどである。しかし、仮に従来は紙で残していた帳票をPDF化して取引先にメールで送付しても、それを受け取った相手側でデータを打ち込むマニユアル作業が残っているのでは、業務効率の全工程における短縮実現のみならず、転記作業の際の人為ミスをも防止することはできない⁽⁶⁾。よって、「電子インボイス」とは全く発想の異なる「デジタルインボイス (E-invoicing)」が重要になってくるのである。

デジタルインボイス (E-invoice) とは、会計上の全ての取引情報 (仕分け) を記号化することにより (このあたり、かつて一九世紀に米国で発明された「モールス信号」による電信通信システムを想起させるが)、最初の取引時点でインプットされた情報が最終取引者の帳簿にまで自動的に即時に反映されるというシステムである。この場合、最初のインプットを誤らない限り、また、当該システムが何らかの技術的な理由で故障・停止しない限り、エラ

ーが起きることはない。もちろん、そのためには二一世紀の「モールス信号」たる、国境を越えても数値情報が共通化するためのXML用の記号 (International BIS Standard Invoice) の制定が不可欠である。

実は、諸外国でデジタルインボイス (E-Invoicing) が支持されたのは、課税当局サイドからみて本来納税者から取るべき間接税の税額を正確に計算・徴収できるという利点があるだけでなく、納税者サイドにとっても税務計算上の労務費を大幅に節約でき、月次決算や納税申告を行う行程もスピードアップできるという別の長所があるからであった。⁽⁷⁾ その意味で、「税とテクノロジー」の分野は、世界的にみても、税の世界で通常みられる課税当局VS納税者といわれる官民の対立図ではなく、表面的には官民の協同 (もちろん、民間部門に関しては一部の経理ソフトを開発しているITベンダーないし外資系大手会計事務所のテクノロジー部門が中心になっているため、実態は異趣同舟かもしれないのだが) 作業で改革が行われているのが特徴的である。⁽⁸⁾ そしてこの「税とテクノロジー」のもう一つの特色は、韓国やベトナム、イタリアなど一部の国をのぞけば、そのような試みが、世界的に民間主導で始まるか民間との協調スタイルで進められてきた点である。

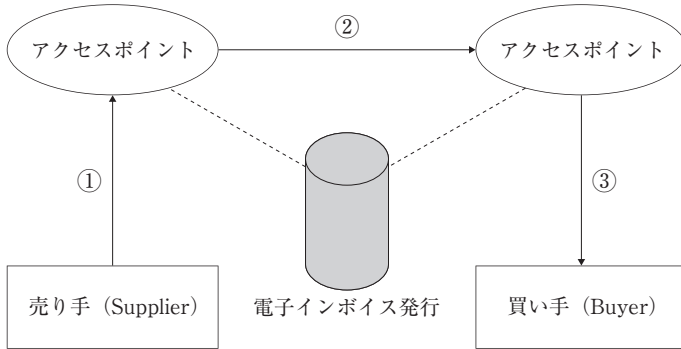
その良い例として、デジタルインボイス (E-Invoicing) の推進については、ベルギーの首都ブリュッセルにあるペポル (Peppol) という非営利組織⁽⁹⁾の長年にわたる地道な啓蒙活動が国際的に認知されていることが挙げられる。ペポルとは、「汎欧州公的調達オンライン」 (Pan European Public Procurement Online) の略称で、もともとと税務に限らず電子化された請求書や発注書をオンライン上でやり取りするB to B取引やB to C取引の国際標準仕様を管理してきた団体である。またペポルは、ベルギー法上の非営利団体にすぎず、国家主権ないしEUのような超国家的主権を背景とした強制力のある公的な組織ではない。つまり、いわゆるギルドのような組織で、インボイスの標準電子化という趣旨に賛同した各国政府やITベンダーらが「自主的に」⁽¹⁰⁾ 参画し、ペポルコミュニティの一員となってゆるやかに活動しているのが特色である。これは、一九九〇年代半ばの会計ビックバン

以降、世界の主要国の会計基準を決めるのが原則として政府機関によるお墨付きをえた公的団体（日本における企業会計審議会）ではなく職能団体の代表による民間機関（IFAS、FASB、ASBJ⁽¹¹⁾）で協議する形式に変わったのやや似ている感じもしないではない。では、なぜ欧州の小国ベルギーでそのような団体が生まれたのだろうか？これは、間接税（付加価値税）の母国が欧州・フランスであり、近年EUの諸政策が政治学上「ブリュッセル効果（Brussels Effect）」⁽¹³⁾と呼ばれるようになったことにも起因すると考えられる。というのも、EUの主な財源は①加盟国各国からの拠出金と②固有財源からなっており、②の方は域外からの輸入にかかる共通関税や加盟国各国の付加価値税（VAT）の税収の一部からなるのだが、二〇二〇年時点で、欧州の大半の国での付加価値税（VAT）の税率が平均二〇%前後にのぼっており、付加価値税（VAT）の徴収漏れによるEUの財政的な損失は、BEPSプロジェクト（二〇二二―二〇二〇）で主に議論されてきた直接税（特に法人税）の徴収漏れと同様かそれ以上に大きなリスクファクター、すなわちEUの財政収支の悪化をもたらすという重大なリスクをはらんでいたからである。⁽¹⁴⁾という訳で、次節ではまず欧州の状況についてEU本部の動きと加盟国各国の動向に分けて俯瞰していくこととしたい。

3 欧州の試み その1（ブリュッセルとパリの動向）

俗にユーロクラート（Eurocrat）と呼ばれるEU官僚は総じて非常に有能である。彼らは、二〇二〇年にEU域内外のクロスボーダー取引で生じた付加価値税（VAT）の徴収漏れによる損失（VAT Gap）が年間九・三兆ユーロにも上ったことを機に、一民間団体のペポルと組んで、まずは加盟国内のITベンダーにこの間接税の真のデジタル化（E-invoicing）プロジェクトへの参画を呼び掛けた。さらにパリに本部のあるOEC Dとも連動し

図 1 「4 コーナーモデル」(別称「ペボルモデル」)



出典：ペボルの資料を基に筆者が作成

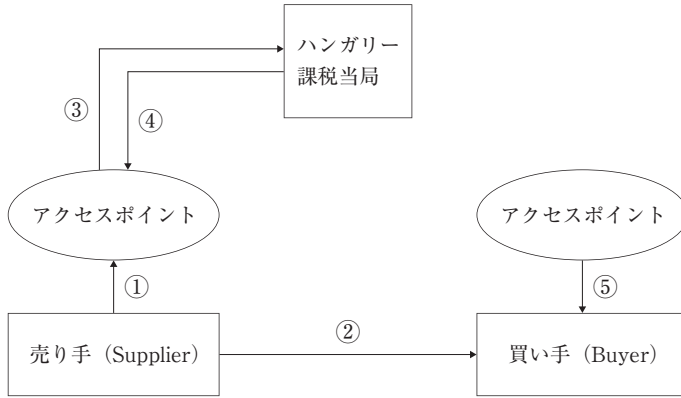
てペボルコミュニケーションのEU域外の国々への伝播も試みた⁽¹⁵⁾。この動きに応じてペボルが示した「Invoicingへの処方箋とは、具体的には「4コーナーモデル (Four-corner-model)」と呼ばれるものであった(図1を参照)。すなわち、売り手 (Supplier) であるユーザーが自らのアクセスポイントを通じてペボルのネットワークに接続し、買い手 (Buyer) であるユーザーのアクセスポイントにインボイスのデータを送信するという仕組みである。ここで注意しなくてはならないのは、ペボル自身がITベンダーとしてユーザーが直接使用うであろうサービス・プロダクトを作成するプレーヤーになるのではなく、あくまで、そのようなデータをグローバルなレベルでも受渡しが可能になるような標準仕様(「文書」や「ネットワーク」およびその正しい「運用ルール」)を示して、国際的に標準となるインボイスの記号を用いるユーザー間の安心を得る調整機能に徹しているということである。これこそが、ペボルが国際的・非営利団体であると呼ばれている所以である。例えば、わが国の場合、デジタル庁から公表されている「[Pin]」がこれに該当する。この方法の場合、課税当局の介在はない。

4 欧州の試み その2 (EU加盟国内の各国の対応、ハンガリーとイタリアの例)

しかしながら、欧州内のEU加盟国各国の対応は、残念ながら一枚岩とはいかなかった。早くから付加価値税(VAT)の税率が高くなっていった北欧諸国では、税務だけでなく社会全体の中でデジタル化も進んでいる。例えば、北欧ではデンマークを除き共通通貨ユーロを採用していないこともあり、自国通貨⇄紙幣や硬貨の市場での流通量も減っている。そのため、デジタルインボイス(E-invoicing)構想は北欧諸国の納税者には比較的抵抗なく受け入れられた反面、経済・財政状態のあまり良好ではない南欧諸国(イタリア・スペイン・ギリシャ)および一部の東欧諸国(ハンガリー)では、付加価値税(VAT)の徴収漏れの穴を塞ぎたい税務当局とこれにひそかに反対する納税者サイドの攻防がより鮮明になった。多くの納税者にとっては、B to B取引、B to C取引のすべてが透明化(Transparency)されて、その結果自らの脱税があぶりだされることに心理的な拒否反応があったのだろう。だが、それに加えて、DX化に伴い新たな経理システム導入の初期費用負担がネックになったともいわれている。⁽¹⁶⁾ 実際にペポルの提唱する「4コーナーモデル」であれば、当局がシステム導入のために新たな費用を負担する必要はないからである。これはアンフェアだ、ということで、猛反対する納税者に対してハンガリー当局が考えたのは、「ライブ・レポーターティング(Live-Reporting)」というシステムである。これは別名「リアルタイム・レポーターティングモデル(Real-Time Reporting)」とも言われているが、売り手(Supplier)から買い手(Buyer)にデータがわたると同時に当局が同じ内容のデータを受信するという仕組みであった(図2)。

ただし、この方法では実際に情報の受け手である買い手側の情報を課税当局が自ら検証することができない。欧州のVATにまつわる脱税で有名な俗にいうカールススキームを完全に見抜くことができないのである。そこで、イタリア当局の編み出した方法は、ペポルの推進するデジタルインボイス(E-invoicing)とこのライブ・

図 2 リアルタイム・レポートモデル (ハンガリー)



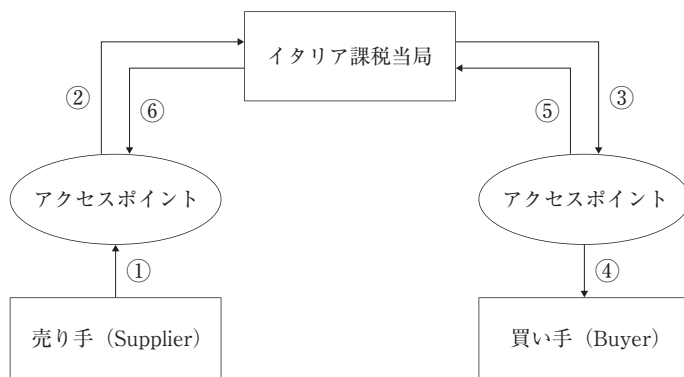
出典：IFA カンクン大会での資料を基に筆者が作成

レポートリングを組み合わせた方法であった。曰く、イタリアのやり方は別名集権型モデル (Centralized Model) と称するのだが、当局が売り手 (Supplier) と買い手 (Buyer) の双方のデータを監視し、売り手と買い手の間でのデータのやり取りをなくすというものである (図 3)。納税者を全く信用していない風であるが、これを 3 コーナーモデルと称することもある。

最後に、英国についても少し述べることとした。Brexit の結果、英国はブリュッセルから締め出されることになったが、英国政府はこの後の節で述べるデジタルインボイスに関連する EU 指令案の「デジタル時代の付加価値税 (VAT in the Digital Age (以下 V i D A))」の議論に加われなくなったダメージが大きい。また、英国の民間部門についても Brexit 以前には EU 圏内で最も IT に関して技術力も影響力もあったはずの IT ベンダーが自国向けでない EU 域外の英語圏向け (特に旧コモンウェルス諸国相手) のソフトウェア開発に注力してしまったこともあり、欧州内では相対的に影が薄くなった。⁽¹⁷⁾

その代わりに、EU 域内ではフィンランドが税務 DX の騎手として台頭してきている。北欧諸国では、冷戦期からともと IT 産業が盛んであっただけでなく、冬場には寒すぎて外出できない、

図3 集権型モデル (イタリア)



出典：IFA カンクン大会の会議資料を基に筆者が作成

あるいは都市部を除き広大な土地にはほとんど人が住んでいないという固有の気象・自然条件、さらに北欧人は全般に教育レベルが高く、進取の気質に富んだ人が多いという傾向も幸いしたといえる。

5 EUの動き——D・i・V・A法案の難産ぶり——

EUで提案される指令案は、加盟国によって総論賛成・各論反対の憂き目にあうことが多い。デジタルインボイス (E-invoicing) についても同様である。二〇二二年暮れに欧州委員会 (EU Commission) はEU VAT指令の改正案のパッケージを提案した。これは「V i D A」⁽¹⁸⁾として知られているが、ここでデジタルインボイス (E-invoicing) 義務化やデジタルレポーティングの導入について加盟国各国法の枠内での法改正が提案された。⁽¹⁹⁾ ちなみ

前述のイタリアやハンガリーの他、スペイン、ポルトガル、リトアニア、ポーランド、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ラトビア、スロバキアといった南欧・東欧諸国である。その一方で、ドイツやフランスといったEUの中核を占めている原

加盟国では、議論は盛んにされているものの肝心の移行への動きが鈍い。曰く、ドイツに至ってはまず適用範囲の定義でもめ、フランスでは内閣が改正法案を議会に出したにもかかわらず他の政争の道具にされてしまいお蔵入りになるという体たらくである。また、スペインでもデジタルインボイスが一応導入されたものの、実際には非常に難解な方法になってしまったため、納税者だけでなく当局の関係者であってもわからないと言いつつ始末である。そして、いずれの国でも中小企業の抵抗は根強い。かくして、デジタルインボイスをめぐる法整備について関係者の「呉越同舟」の思惑による停滞は、二〇二四年秋現在、欧州でも起こっている。

6 アジア・オセアニア諸国の状況

アジア・オセアニア地域については、旧英国領のコモンウェルス諸国とそれ以外の国に分けてみていくことにする。前述のように、欧州から始まったデジタルインボイス (E-invoicing) の波は、最初に南半球のオーストラリア (AU)・ニュージーランド (NZ) に飛び火した。というのも、両国の二国間でのクロスボーダー取引は、それ以外の国との貿易量に比べて突出しており、いずれも英語圏かつ GST を採用した国々でもあることから、英国経由で欧州の最新情報が容易に入ったためと考えられる。ただし、これは AUNZ の両国が同程度の先進国であったことも要因であろう。実際、オーストラリアとは別途、密接な関係を有している俗に PALM countries と呼ばれている南洋州の小さな諸島 (フィジー・パラオ・パプアニューギニア等) においては、英語の壁こそないものの、そもそも同地域の通信インフラがまだ充分には整っていないことから、デジタルインボイス (E-invoicing) の議論をする以前にインターネットの WiFi のような通常の通信環境整備という意味での DX 化が課題とされていることも付言したい。

北半球に話を戻すと、アジア圏で最初に間接税にデジタルインボイス制度を導入したのは、シンガポールではなく韓国である。そもそも韓国は、東アジア圏で最も早く一九七七年に間接税（VAT）を導入したが、当時の同国の財政危機に対応しての措置で、当初は大企業のBtoCないしBtoBの取引から生じる収益を念頭に課税していた。それが二〇一四年以降、売上高が年間三億ウォン以上の納税者に対してデジタルインボイスをリアルタイム・レポートイングで提出するように課したのを機に、徐々に課税対象を広げている。二〇二二年七月には、売上高を年間二億ウォン以上の企業に引き下げ、翌二〇二三年七月には、売上高を年間一億ウォン以上の企業まで納税対象としたため、今や中小企業もこの制度に服することになってしまった。

興味深いことに、韓国当局（NTS）はオンライン上での間接税の納税制度をイタリア同様、独自に構築している。ただし、当局の管理下、同国のVATインボイスはすべて韓国国内で完結するシステムとなっており（英文の公式説明文書すらないので、クロスボーダー取引や外資系企業をあまり念頭に置いていなかったのではと思われる）二〇二三年時点ではペポルに加入する様子は全くなかったのだが、二〇二四年に入ってやや風向きが変わってきているので、今後変化があるかもしれない国ではある。

シンガポールに関しては、二〇一九年一月からデジタルインボイス制度が導入されたものの何ら法律による義務が課されておらず、当初はBtoB取引もしくはBtoC取引に用いられていたため、どちらかという導入当初は民間サイドのビジネス目的で導入された可能性が高い。実際、シンガポールのペポル当局も課税当局ではなく、情報メディア庁（IMDA）である。ただし、二〇二三年あたりから同国の課税当局も関心を明確に持ち始めており、韓国同様に、今後、立ち位置が変わりうる可能性もある。

他に、同じくかつて英国領であったマレーシアもペポルに最近（二〇二四年）加入したので、今後、日本とシンガポール以外にアジアの国でも欧州寄りの政策をとる国が増えてくることが予想される。もともと、インドや

中国といったアジアの大国がデジタルインボイス (E-Invoicing) に関しては、全く沈黙しているか情報が混乱している (例えば、インドは元課税当局の一部の専門家がインドはペボル方式を採用するであろうと言っているものの、実際にそのような動きはみえてこない) ため、アジア太平洋地域で今後、欧州のような統一なデジタルインボイス (E-Invoicing) の一大圏の枠組みがすぐに生まれるとは想像しにくい。

最後に、ペボルにまだ準拠していないものの DX 化による資金決済 (Payment) が二〇二〇年ほどで急速に進んでいる国としてベトナムとマレーシアもあげられる。特にベトナムは、当局が偽造されることの多い手書きの領収書を無効にしたいために強制的に導入したという背景があるが、両国も今後の経済成長を踏まえて将来的にペボルコミュニティのメンバーになる可能性がある。

7 日本の状況

前述のようにアジア・オセアニア地域でオープンペボルに欧州域外から最初に興味をもって参加したのが、旧コモンウェルス系の先進国、オーストラリア・ニュージーランド・シンガポールであった。だが、日本もコロナ禍の後に上記の国々からは若干遅れたもののこの動きに乗って発信をつづけている。ただし、これも前述したように、実はわが国でも当局が動く前に民間の IT ベンダーの動きが先行してあったのは事実である。すなわち、二〇二〇年七月に日本の IT ベンダー業界の有志がデジタルインボイス推進協議会 (E-Invoice Promotion Association: EIPA)⁽²⁰⁾ を設立したが、その直前の六月に「社会システム・デジタル化研究会 (通称 Born Digital 研究会)」という場で、業界団体と官の代表が集まって議論した経緯を公表した「社会システムのデジタル化による再構築にむけた提言」の中で、巷がまだ「電子インボイス」の導入準備をしている中、デジタルインボイスの早

期導入を提言している。そしてコロナ禍の最中にデジタル庁が二〇二一年九月に設立されると、同庁がそのままわが国の公式なペポル当局 (Peppol Authority) となつて、別途、当局もペポルに加わる自国のITベンダーを監督、他地域のオープンペポルのメンバーとの調整を行うという形で主体的に関与する体制が整うことになった。⁽²¹⁾ここで日本では国税庁ではなく、デジタル庁がペポル当局となつたのは、先行してオープンペポルのメンバーとなつていた欧州内のドイツ (V e R)⁽²²⁾や前節で解説したシンガポール (I M D A)⁽²³⁾のケースと同様である。つまり、ここにも企業の税務情報だけでなく、調達情報全般のデジタル化の動きと連動して進めるべきという政府サイドのメッセージが見え隠れしている。

では、わが国のデジタル庁のこれまでの最大の功績は何かと言えば、ずばり J P P i n t と呼ばれるペポルのネットワーク内で使用されるデジタルインボイス (E-invoicing) の日本版の標準仕様を二〇二二年暮れまでに作り上げたことである。⁽²⁴⁾ちなみに日本はペポルに加入した結果「4コーナーモデル」を採択しているので、二〇二三年一〇月の電子帳簿法大改正後に、この J P P i n t は大企業だけでなく輸出を行っている中小企業の経理部門でも使われるはずであった。しかし、実務界での対応が非常に鈍く、デジタルインボイス制度は、二〇二四年秋現在、実際には日本では稼働していないのが現実である。いや、欧州でも V i d A は事実上止まっているわけであるから、「笛吹けど踊らず」という状態は、何も日本だけではないといえよう。そこで、次節で米州大陸についても状況をみていくこととしたい。

8 米州 (北米 V S 南米)

一見不思議にみえるが、民間部門で世界のIT産業をリードしているはずの米国では、公的部門のDX化につ

いては、連邦政府も地方政府も非常に進展が遅いのが実情である。税務部門 (IRS) もその例に漏れない。理由は簡単で、財政難のためこれらのインフラ整備のための政府予算がつかないからである。併せて欧州のような洗練された間接税である付加価値税 (VAT) は国税である米国の連邦税には存在しないため、論点が明確になりにくい。当然、連邦レベルでのインボイスに関する関連法規もなく、売上税 (ST) が州税に存在しているだけであるから、これまたまとまらない(であろう)。米国の州政府の尽力により全米で統一した徴収システムを作るのは、おそらく至難の業である。

ただし、輸出入を行う米国系多国籍企業はもれなく「ブリュッセル効果」の影響を受けることになり、また、南米諸国が二〇〇〇年以降相次いで税務のデジタル化を独自に進めていることもあり(目的は南米諸国での大掛かりな脱税対策の一環である。特に、税務調査に向けるコスト削減の手段として有効であると判断された)、対外進出をはかる企業の内部では、常に税務部門のエキスパートがデジタルインボイス (E-Invoicing) についての最新情報のアンテナを張っている状態にあるといえる。

それでは、なぜ北米ではなく南米諸国でデジタルインボイスが浸透しているのかといえば、南米諸国の法制度は伝統的に南欧諸国の影響を受けており、また南米全体で見ると人々がポルトガル語を話すブラジルを除き、スペイン語話者が大半であることから、対北米のみならず南米内でのクロスボーダー取引は盛んである。ただ、慢性的な財政赤字もあり、韓国と同様に、中南米でも二〇〇〇年代初頭からデジタルインボイス (E-Invoicing) を積極的に導入しようとする動きが官の側でまずあった。チリが二〇〇三年に導入したのを皮切りに二〇〇五年メキシコ(ただし二〇一一年に改正あり)、二〇〇六年からはアルゼンチンとブラジルがこれに加わり、二〇一七年にはコスタリカ、二〇一八年にはコロンビア、グアテマラ、パラグアイの南米三か国が相次いで導入、二〇一九年になるとドミニカ共和国とパナマ共和国がこれに続いている。二〇二三年から二〇二四年にかけてさらにデジ

タリンインボイス (E-invoicing) の導入に積極的になっているのは、ボリビア、エルサルヴァドル、キューバ、ホンジュラスの四か国である。

興味深いことに、南米諸国ではペボルの「4コーナーモデル」を採択せず、各国が独自に開発した「3コーナーモデル」を採択しようとしている模様である。要はイタリアモデルの模倣である。ただし、南米にはまだ他にもタックスヘイブン地域も含めて、中小の様々な国が態度を決めかねていることもあり、それらの国々の動向も引き続き継続して注視していく必要があると考える。

9 今後の展開——未来予想図——

二〇二四年秋現在、残念ながらデジタルインボイス (E-invoicing) 構想は、まだわが国のみならず世界中の大半の国で正確に認知され、広く運用されているとはとてもいいがたいと先ほど書いた。特にアフリカ大陸ではまだデジタルインボイスを採用しようというような動きがみられない。理由としては、南洋諸島と同様にパソコンや Wi-Fi 網の通信インフラをまず購入・整備しなくてはならないという状況にあると考えられる。かように、広まらない理由としてはさまざま要因が考えられるが、特に日本の場合、納税者に初期費用の負担を強いる制度改正にもかかわらず、それに対する法的な手当て（例えば、デジタルインボイスを使った場合の税制上の特例措置など）、JP Print を学ぶための場の提供、あるいはデジタルインボイスを使わなかった場合の罰則なり）が定められていないことも一因であると考ええる。

しかし、コロナ禍を機に越境 EC がわが国でも多国籍企業のみならず、普通の個人の納税者にも浸透してきている現在、官民間問わず、税務や経理のスペシャリスト、納税者ひとりひとりのマインドセットを変えてデジタ

ル・デバイドをなくしていくのは必須であると考ええる。この点、日本は民主国家であるので、南米諸国や東南アジアの一部の国のような上からの指令による強制的な導入はなじまないかもしれない。ただ、現在、タブレットを使って学習しはじめている小中学生が大人となり社会に出ていく十数年後には、今の日本で「電子インボイス」の導入にすら四苦八苦している状態は笑い話になっている可能性も高い。そうそう、古代ローマの偉人は、「Festina Lente (ゆっくり確実に急げ。丁寧な仕事をせよ)」と言ったのではないかと。そう思えば、JP Pint は、(も) ちろんその間も常に改良は必要であろうが、今は自分の出番がやってくるのを静かに待っているのかもしれない。⁽²⁵⁾

〔付記〕 本研究は、JSPS 科研費 23K25452 の助成を受けたものである。

- (1) 本稿でいう間接税 (indirect tax) とは、付加価値税 (Value Added Tax)、売上税 (Goods and Sales Tax) および日本の消費税 (Consumption Tax) のすべてを含む。
- (2) Tax Administration 30: The Digital Transformation of Tax Administration | OECD (2000)
- (3) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 | eGov 法令検索 (二〇二二年一月一日改正)。同法は一九九八年に制定・施行されている。
- (4) 本稿は、二〇二三年一〇月に行われた IFA カンタン大会での WIN セミナー「E-invoicing - as a means to tackle tax fraud」での英語の発表を基にその内容を大幅に加筆修正したものである。筆者は、日本をはじめアジア太平洋地域を主に担当した。
- (5) しかし、欧米諸国でコロナ禍を機に、通常の手書きによる署名が電子署名に移行していったのを考えると、わが国でも押印廃止というより押印の電子化をもっと早い時期に積極的に提案・推進すべきだったのではと筆者は考える。
- (6) 岡本浩一郎「インボイス制度を業務効率化の好機に」税務弘報 (二〇二三・一〇) 三頁。
- (7) その他にも、輸出志向の日本の内国企業にとっては、輸出免税制度を利用し、大手を振って還付を受けることが

できるといふ利点もある。消費税法第七条第一項及び消費税法基本通達7-1-2-1 (No.631) 輸出取引の免税一国税序)。

(8) OECDの Technology tools to tackle tax evasion and tax fraud (2017) はこの状況について「ウイン・ウインの関係…(租税) 犯罪防止のためのより良い方向、税収回復に寄与し、民間実務と租税行政の双方にとって税コンプライアンスを可能にするシナジー効果がある」と述べている。他にも、例えば、OECD加盟国ではないが、台湾では近年、当局と大手会計事務所が協力してデジタルインボイス (E-invoicing) をはじめとする一連の税務DXを進めている他、納税者に協力してもらうために、当局が宝くじつきインボイスの発行も行っているとのことである。

(9) About - OpenPeppol

(10) ただし、ペポルに加入するには当局も民間団体もメンバーが必要である。二〇二四年現在、当局は入会金 (Sign-up) と年会費が各二五〇〇〇ユーロであり、民間のサービス・プロバイダーは、アクセスポイントかSMPかにより異なるものの、従業員の人数により、入会金は無料から一六〇〇ユーロ、年会費は一〇〇〇ユーロから九一〇〇ユーロ支払うことになっている。

(11) 松原有里「会計とソフトロー」中山信弘編集代表・中里実編『政府規制とソフトロー』有斐閣(二〇〇八)二〇〇頁。

(12) 現在の形での欧州の付加価値税はフランスでモリス・ルネー (Maurice Laure) によって一九五四年に導入されたのを嚆矢とする。もともと、その原型はそれ以前の第一次大戦前にさかのぼることができる。

(13) プリュッセルのEU本部で決まるEUの政策が、EU域内のみならず域外の法政策にも影響を与えることをさす。環境政策やGDP Rなどがその一例である。

(14) しかし、日本でもここ数年、物価高もあって、国の歳入において消費税収が所得税収や法人税収を上回るようになってきており、対岸の火事ではなくなってきた。

(15) 二〇二四年秋時点で、デジタルインボイス (E-invoicing) 制度を採用している (実際にどの程度運用されているかは別として) 国は世界中で六〇余国にわたる。このうちの約半数の国が欧州で主流となっているペポル型の標準仕様を用いている。

- (16) この点に関して、日本国のみならずわが国の地方自治体が、DX化の推進のために補助金を使って中小零細企業を積極的に支援したのは非常に良かったのではないかと筆者は考える。
- (17) 英国のITベンダーは、当初北米とりわけ米国に進出しようとして早くから計画していたようだが、米国の場合、政治的な理由で州税レベルでのSales Taxがあるものの連邦税には間接税が事実上存在しないこと（関税はあるが）、また、当初はDX化に前向きだった米バイデン民主党政権で認められた政府内向けの新システム導入のための補助金予算が二〇二三年夏に突如打ち切られたことから、沙汰止みになった経緯がある。併せて、Brexit以降、米国や隣国のアイルランド他のEU圏内に英国のIT人材が相当割合、流出していることも別の背景としてはある。
- (18) VAT in the Digital Age (VIDA) - European Commission
- (19) Art. 28 of EU VAT Directive (2006/112/EC). 改正案の内容について邦文でよくまとめられた文献として、溝口史子「EU付加価値税のデジタル化法案—CESOP導入とデジタル時代のVATパッケージ提案」税務弘報(二〇二三・九) 八七頁。
- (20) EIPA—デジタルインボイス推進協議会
- (21) JP PINT—デジタル庁
- (22) Verband Elektronische Rechnung: Verband elektronische Rechnung (Ver) » Startseite
- (23) Infocomm Media Department Authority: Architects of SG Digital Future | IMDA
- (24) よくある質問: JP PINT に ついて (概要) — デジタル庁
- 実際には、三年余りかけて開発された。また、日本の場合、データ管理の効率性が高い拡張可能なマークアップ言語(XML) ファイルに統一して対応させる形で作られている。この点、複数のマークアップ言語を採用している南米や東欧諸国とは異なる。
- (25) なお、本稿の後半部分の多くは、専門家への個別インタビューを情報源としているため、出典を示すことができなかったが、情報提供に快く協力していただいた関係各位には深く感謝する。